

熊本市特定求職者雇用奨励金交付要綱

制定	平成15年	7月	1日	経済振興局長決裁
改正	平成20年	4月	1日	市長決裁
	平成23年	7月	1日	市長決裁
	平成28年	3月	25日	市長決裁
	平成29年	3月	6日	市長決裁
	令和4年	3月	29日	経済政策課長決裁
	令和4年	7月	1日	経済政策課長決裁
	令和5年	3月	30日	市長決裁
	令和6年	3月	29日	雇用対策課長決裁
	令和7年	3月	28日	市長決裁
	令和7年	6月	6日	雇用対策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、就職困難者の雇用促進を図り、生活の安定に寄与するため、市内に事業所を有する事業主が、市内在住の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、母子家庭の母等、父子家庭の父又は高齢者を継続して雇用する労働者として雇用した場合に交付する熊本市特定求職者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 市内に事業所を有する雇用保険の適用事業主をいう。
- (2) 対象労働者 本市に住民票を有し、公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第7項に規定する職業紹介事業者（特定求職者雇用開発助成金の支給に関し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れられた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、母子家庭の母等、父子家庭の父又は高齢者であって、就職が特に困難なものをい

う。

- (3) 身体障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者をいう。
- (4) 知的障がい者 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。
- (5) 重度障がい者等 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者及び法第2条第5号に規定する重度知的障害者をいう。
- (6) 精神障がい者 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。
- (7) 母子家庭の母等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているものをいう。
- (8) 父子家庭の父 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者であって、同項第2号に規定する児童の父であるものをいう。
- (9) 高齢者 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者をいう。

（雇用奨励金の交付対象者）

第3条 雇用奨励金の交付対象者は、前条第2号に規定する対象労働者を継続して労働者として雇用する事業主で、国の特定求職者雇用開発助成金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第1項に基づく特定求職者雇用開発助成金をいい、特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コースに限る。）の支給の決定を受けた事業主であり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

（補助事業）

第4条 雇用奨励金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が対象労働者を継続して労働者として雇用する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 雇用奨励金の交付の対象となる経費は、第7条に規定する交付対象期間において、補助対象者が対象労働者の労働に対して支給する賃金に係る経費とする。

(雇用奨励金の額)

第6条 雇用奨励金の額は、対象労働者1人につき、重度障がい者等は月額6,000円、その他の者は月額4,000円とする。

(交付対象期間)

第7条 雇用奨励金の交付対象期間は、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）の1期及び2期の支給決定通知書の「支給対象となる期間」とし、最大12か月間とする。

(交付の申込み)

第8条 雇用奨励金の交付の申込みをしようとする事業主は、熊本市特定求職者雇用奨励金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）の支給が決定された日の翌日から起算して6か月以内に市長に提出しなければならないこととする。なお、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、添付書類の一部を省略することができるものとする。

- (1) 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）支給決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第9条 市長は、前条に規定する雇用奨励金の交付の申込みがあったときは、当該申込書を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で交付の決定及び確定をするものとする。

2 雇用奨励金の交付の決定及び確定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付の決定及び確定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付の決定及び確定せざるを得ないときは、当該交付の決定及び確定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付の決定及び確定をする。

(交付の条件)

第10条 前条の規定による交付の決定及び確定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 雇用奨励金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を雇用奨励金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(3) 雇用奨励金を他の用途に使用しないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(交付の決定及び確定の通知)

第11条 市長は、雇用奨励金の交付の決定及び確定をしたときは、熊本市特定求職者雇用奨励金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(交付の決定及び確定の取消し)

第12条 前条の雇用奨励金の交付の決定及び確定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付の決定及び確定を取り消すことができることとする。

(1) 第10条に規定する交付の条件に違反した場合

(2) 補助事業者としての要件を満たさなくなった場合

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

(雇用奨励金の返還)

第13条 市長は、前条に規定する交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に雇用奨励金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第14条 前条に規定する雇用奨励金の返還を請求された補助事業者は、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申込者の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された雇用奨励金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助事業者が雇用奨励金の返還を請求され、雇用奨励金又は違約加算金の全部若しくは一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(オンラインによる申込み等の手続)

第16条 雇用奨励金に関し申込者が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに

接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。)で行うことができることとする。

- (1) 交付申込み
- (2) 請求手続
- (3) その他市長が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申込者は、電子申請システム（オンラインで雇用奨励金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要となる添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。

この場合において、申込者の本人確認は、あらかじめ申込者に対し発行したＩＤ・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 雇用奨励金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申込者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。

この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 交付の決定及び確定の通知
- (2) その他必要と認める手続

4 第２項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申込者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(雑則)

第１７条 雇用奨励金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

- 2 規則第１１条第２項から第４項までの規定は、この雇用奨励金の交付について適用しない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、雇用奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１５年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年4月1日から平成23年6月30日の間に国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）の支給決定を受けた者は、第6条第1項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定（「本市に居住している者」を「本市に居住している者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービスを受ける者を除く。）」に改める部分に限る。）は、平成28年4月1日以後に国の特定求職者雇用開発助成金の支給の決定を受けた事業主について適用し、同日前に当該助成金の支給の決定を受けた事業主については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の熊本市障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に雇用奨励金の交付の申請をした事業主について適用し、同日前に雇用奨励金の交付の申請をした事業主については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の熊本市特定求職者雇用奨励金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に雇用奨励金の交付の申込者について適用し、同日前の雇用奨励金の交付の申込者については、なお従前の例による。

(期間)

- 3 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にある様式は、当分の間それを使用することができる。

障がい の 範囲（第 2 条第 7 号関係）

- ① 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。）が 0.07 以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を欠くもの
- ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- ⑯ 精神又は神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- ⑰ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

熊本市特定求職者雇用奨励金交付申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

〒
所 在 地
フリガナ
申込者事業所名
フリガナ
事業主名
担当者名
担当者連絡先

熊本市特定求職者雇用奨励金の交付を受けたいので、熊本市特定求職者雇用奨励金交付要綱第 8 条に基づき申込みます。

勤 務 先	所在地		
	名 称		
対 象 労 働 者 数	名	※対象労働者については、別紙「対象労働者の内訳」を参照	
添 付 書 類	【対象労働者ごと】 ・国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は成長分野等人材確保・育成コース）支給決定通知書の写し		

雇用奨励金の交付申込金額（合計） _____円

- 以下の事項にチェックをしてください。
- ☐熊本市市税（延滞金含む）滞納の有無その他交付に必要な事項について、調査されることを承諾します。
 - ☐申込者において、熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であることを誓約します。

対象労働者の内訳

			1 人目	2 人目	3 人目	4 人目	
対象労働者の情報	①	氏名					
	②	氏名（フリガナ）					
	③	住所					
	④	生年月日（西暦）					
	⑤	種別 （以下の選択肢から選択）					
	⑥	交付申込額 [単位：円]					
特定求職者雇用開発助成金 （特開金）の情報	⑦	支給決定期 〈1 期・2 期〉					
	⑧	支給決定年月日 （西暦）					
	⑨	支給対象となる 期間（西暦）	始				
			至				
	⑩	助成金支給番号					
※	特開金の支給決定通 知書の添付 〈添付済みかを✓〉		☐	☐	☐	☐	

（⑤の選択肢）ア. 身体障がい者、イ. 身体障がい者（重度）、ウ. 知的障がい者、エ. 知的障がい者（重度）、オ. 精神障がい者、カ. 母子家庭の母等、キ. 父子家庭の父、ク. 高齢者

様

熊本市長
(扱い)

熊本市特定求職者雇用奨励金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申込みがあった熊本市特定求職者雇用奨励金の交付については、同奨励金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり決定及び確定しましたので通知します。

記

交付決定金額	円
交付条件	

交付対象者内訳

交付対象労働者	交付対象期間	交付対象金額

- ※ 1. 交付の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定及び確定を取り消し、又は交付決定及び確定額を減じることがある。この場合において、既に交付された雇用奨励金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求することとする。
2. 前項に規定する請求に応じた雇用奨励金の返還等がされない場合において、本市が申込者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することができることとする。
3. 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査をすることができることとする。
4. 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は、報告を徴することができることとする。